

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

1 趣旨（改正点）

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）が、令和7年4月25日に改正され、令和7年10月1日から施行されるため、法第33条の10各号を引用している飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例60号）（以下「条例」という。）第12条の改正を行う。
- (2) 条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員について、国の実施要綱に準じた運用とするため、所要の改正を行う。

2 法の一部改正による条例の改正について

- (1) 条例を改正する理由及び内容
- 法の改正により、法第33条の10に新たに第2項、第3項が設けられたため、引用している条例第12条の改正が必要となった。

変更後	変更前
法第33条の10第1項各号	法第33条の10各号

- (2) 施行予定日

- 令和7年10月1日（法の一部を改正する法律の施行日と同日）

3 放課後児童支援員の資格要件を国の実施要綱に準じた運用とするための改正について

- (1) 放課後児童支援員について（現状）
- 当市では、放課後児童支援員は、保育士や教員免許等の基礎資格を有する者で、県知事が行う研修を修了していることを要件としている。
 - 一方、国の実施要綱では、上記の研修を修了した者に加え、「市町村が職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」とされている。

- (2) 国に準じた資格要件への変更（改正内容）

変更後	変更前
保育士等の基礎資格を有する者 かつ 県等が実施する研修を修了した者（ <u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u> ）	保育士等の基礎資格を有する者 かつ 県等が実施する研修を修了した者

- (3) 条例を改正する理由

- 近年の職員の採用状況から、人材の確保が難しくなっており、人材の定着にも苦慮している。
- 現在の職員の平均年齢が62.9歳であり、今後、退職者の増加が見込まれる。

- ・人材確保、人材の有効活用を図るとともに、放課後児童クラブの安定運営につながる。

【近年の職員の採用状況】 (人)			
年度	採用者数	うち基礎資格あり	うち基礎資格なし
R4 年度	13	8 (3)	5 (2)
R5 年度	7	3 (1)	4 (3)
R6 年度	9	5 (2)	4 (0)
R7 年度	14	2 (1)	12 (3)

※ () はすでに退職した者

(4) 他市の状況

- ・長野県内では、長野市、大町市、飯山市、塩尻市、千曲市、佐久市で国の要件に準じた運用をしている。

(5) 施行予定日

- ・令和 7 年10月 1 日（法の一部を改正する法律の施行日と同日）

○飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

（平成 26 年条例第 60 号）

（職員）

第 10 条 （省略）

2 （省略）

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの